

公 告

下記の業務委託について、一般競争入札を執行しますので、藤枝市財務規則（昭和 52 年藤枝市規則第 11 号）第 122 条の規定に基づき公告します。なお、この入札は令和 8 年度契約の準備行為として行うものであり、予算措置がされない場合は入札を取りやめることがあります。契約日は、令和 8 年 4 月 1 日とします。

令和 8 年 3 月 12 日

藤枝市長 北 村 正 平

1 担当部局

藤枝市企画創生部 情報デジタル推進課

〒426-8722 藤枝市岡出山一丁目 11 番 1 号 電話番号：054-643-3259

メール：joho@city.fujieda.shizuoka.jp

2 競争入札に付する事業

(1) 入札番号 第 2 号

(2) 委託業務名 藤枝市移動型デジタル支援業務委託

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の既定に該当しない者であること。

(2) 令和 8・9 年度 藤枝市物品の製造等入札参加資格を有している者であること。

(3) 次のアからオのいずれにも該当しないものであること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不正に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(4) 仕様書に記載された必須要件を全て実現できること。

4 仕様書の配布期間、配布場所

- (1) 配布期間 令和8年3月12日(木)から令和8年3月23日(月)まで
- (2) 配布場所 藤枝市ホームページ

5 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次に掲げるところにより、書面(様式自由)により提出すること。
 - ア 受付期間 令和8年3月12日(木)から令和8年3月13日(金)まで
 - イ 受付場所 上記1に同じ
 - ウ 提出方法 PDF化した書類をメールで提出
 - エ 回 答 令和8年3月18日(水)までにメールにより回答する。

6 入札手続き等

- (1) 入札執行日時 令和8年3月24日(火)午前10時から
- (2) 入札執行場所 藤枝市岡出山一丁目11番1号 藤枝市役所東館4階 情報デジタル推進課
- (3) 入札方法
 - ア 入札は、郵送(簡易書留または同等以上の受取確認ができる方法)に限り、それ以外の方法によるものは認めない。
 - イ 郵便は、入札執行日時までに必着すること。同日時後に到着した入札書は無効とする。
 - ウ 入札書を送付する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書を封入し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「藤枝市移動型デジタル支援業務委託の入札書在中」と記入し、封かんしたうえで送付するものとする。
 - エ 上記イの郵送用の外封筒には、宛名を「藤枝市企画創生部情報デジタル推進課」とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札書の住所、名称(法人にあっては、法人名)及び氏名を記載しなければならない。
 - オ 郵送による入札に係る費用については、入札の結果に関わらず、入札参加者の負担とする。
- (4) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (6) 最低制限価格 なし
- (7) 入札保証金 免除
- (8) 契約保証金 免除
- (9) 前払金 なし
- (10) 藤枝市移動型デジタル支援業務委託入札心得
入札心得は、藤枝市ホームページに掲載する。入札参加者は遵守すること。
- (11) 入札の無効
無効となる入札については、藤枝市移動型デジタル支援業務委託入札心得の定めによる。入札参加資格を確認された者であっても、その後に入札参加資格がないことが明らかになったときは、その者がした入札は無効とする。

7 開札

- (1) 開札は入札の終了後、直ちに当該場所において行う。
- (2) 入札者による立ち会いは行わず、入札事務に関係のない藤枝市職員が開札に立ち会うこととする。

8 落札者の決定方法

- (1) 入札回数は2回とする。
- (2) 1回目の入札が不調の場合は、別日に2回目の入札を行う。日程についてはあらかじめ通知する。
- (3) 予定価格の範囲内で、最低の価格となる有効な入札をした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに入札事務に関係のない市職員にくじを引かせて、落札者を決める。
- (5) 不落随意契約

限度とする回数の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約に移行し、最低価格をもって入札した者から見積書を徴収し、予定価格の制限の範囲内で決定する。ただし、最低価格をもって入札した者が随意契約を希望しない場合は、この限りではない。

9 契約書の作成

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 落札者が入札日から起算して7日以内に契約を締結しない時は、その落札は効力を失う。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することができる。

10 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札公告、設計書、仕様書及び契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

11 その他

- (1) 入札日時を延期する場合は、入札参加資格を確認した者を対象として延期後の入札を実施する。
- (2) 落札決定から契約締結までに、暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有する者であるおそれがあると市長が認める者であることが判明した場合には当該落札決定を取り消し、契約を締結しない。